

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

令和4年度第5回会議次第

1 開 会

2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

3 特定個人情報保護評価について（報告）

4 その他

5 閉 会

上総第8078号
令和5年3月27日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 中川幹太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

1 地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務

- (1) 地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務（自治・地域振興課）【業務登録】
- (2) 地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務（自治・地域振興課）【外部提供登録】

2 出産・子育て応援ギフト支給に関する業務

- (1) 出産・子育て応援ギフト支給業務（こども課）【業務登録】
- (2) 妊産婦及び子ども医療費助成業務（こども課）【目的外利用登録】
- (3) 出産・子育て応援ギフト支給業務（こども課）【業務委託登録】

個人情報業務登録票（質問）

課名 自治・地域振興課

業務の名称	地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務
収集の目的	地域独自の予算において実施する事業の提案を地域の団体から受け付け、又は地域の団体に対して市が取組を提案することにより、地域の団体と市が連携して事業を行うため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、活動内容、提案内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(事業実施に係る関係団体)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()

【地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務の業務登録及び外部提供登録について】

令和4年度をもって地域活動支援事業を廃止し、令和5年度より地域独自の予算事業を実施するため、地域独自の予算における取組提案に関する業務を業務登録するもの。併せて、事業実施に係る関係団体に情報を提供する必要があるため、外部提供登録を行うもの

地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務の概要について

1 業務の名称 地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域独自の予算において実施する事業の提案を地域の団体から受け付け、又は地域の団体に対して市が取組を提案することにより、地域の団体と市が連携して事業を行うため

(2) 業務内容

地域の団体から取組の提案を受け付け、又は地域の団体に対して市が取組を提案し、地域の団体と市が連携して取組を検討し、及び実施する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、活動内容、提案内容

4 収集の方法

本人から直接収集するほか、本人の同意を得た事業実施に係る関係団体から収集する。

5 収集開始日

令和4年8月31日

地域独自の予算の概要（資料）

1 背景、目的

それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るために、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「地域独自の予算」を創設することとした。

2 対象とする取組（「地域独自の予算」で実現したい取組）

- ① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
 - （特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増等）
- ② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
 - （生活支援、郷土愛の醸成、人材育成等）

3 実施方法

地域の団体（地域協議会を含む。以下同じ。）や総合事務所・まちづくりセンターが提案者となり、地域と市が連携して取組を検討し、実施する。

ア 補助事業

団体が主体的・自発的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付するもの

イ 市の執行事業

地域と市が検討した取組について、市が直接実施するもの

4 事業の手順

本事業は、次の手順で実施する。

- ① 提案 … 地域の団体や総合事務所・まちづくりセンターが提案
- ② 検討 … 提案された事業について、地域と総合事務所・まちづくりセンターが実現に向けて検討。必要に応じて市関係課と連携
- ③ 実施 … 地域の団体や市が事業を実施

5 補助事業に係る補助対象経費及び補助金額

[補助対象経費]

事業を実施するために直接必要な経費を対象とする。

[補助金額]

補助率の上限を7/10とする。ただし、令和元年度から令和4年度の間に上越市地域活動支援事業を活用してきた取組と同様の目的とした取組を地域独自の予算で取り組む場合は、直近で採択された際の補助率を据え置く。この場合において、令和5年度の補助率の上限は10/10とし、令和8年度まで毎年度1/10ずつ上限を引き下げる。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供
 課名 自治・地域振興課

業務の名称	地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務	
利用又は提供する目的	地域の団体に対して市が取組を提案することにより、地域の団体と市が連携して事業を行うため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、活動内容、提案内容	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に係る関係団体
	業務の名称	地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施
利用又は提供する期間	令和4年8月31日から業務終了まで	

地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務の外部提供について

1 業務の名称 地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域独自の予算において実施する事業の提案を地域の団体から受け付け、又は地域の団体に対して市が取組を提案することにより、地域の団体と市が連携して事業を行うため

(2) 業務内容

地域の団体から取組の提案を受け付け、又は地域の団体に対して市が取組を提案し、地域の団体と市が連携して取組を検討及び実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、活動内容、提案内容

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

地域独自の予算における取組の提案、検討及び事業の実施

(2) 業務の概要

それぞれの地域の課題解決や活力の向上を図るため、市へ取組を提案し、又は市から取組の提案を受け、市と一緒に事業を検討し、当該事業の実施に資する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年8月31日

個人情報業務登録票（諮問）

課名：こども課

業務の名称	出産・子育て応援ギフト支給業務
収集の目的	出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を適切に給付するため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>本人 <input checked="" type="checkbox"/>本人以外</p> <p><input type="checkbox"/>法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/>緊急 <input checked="" type="checkbox"/>その他（住民基本台帳、こども課（妊娠婦及び子ども医療費助成業務））</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>文書 <input type="checkbox"/>帳票 <input type="checkbox"/>図画 <input type="checkbox"/>磁気テープ <input type="checkbox"/>マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/>府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/>その他（出産・子育て応援ギフトシステム）</p>
記録されている文書等の保存期間	<p><input type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>3年 <input checked="" type="checkbox"/>5年 <input type="checkbox"/>10年 <input type="checkbox"/>長期 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

【出産・子育て応援ギフト支給業務の業務登録、目的外利用登録及び業務委託登録について】

出産・子育て応援ギフト支給業務を新たに実施するため業務登録を行うもの。また、支給対象者に速やかに支給するため、こども課の妊産婦及び子ども医療費助成業務から対象者の情報を目的外利用することにより対象者を特定するとともに、支給管理システムを構築して行うため、目的外利用登録及び業務委託登録を行うもの

出産・子育て応援ギフト支給業務の概要について

1 業務の名称 出産・子育て応援ギフト支給業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を給付するため

(2) 業務内容

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）

4 収集の方法

本人から直接収集するほか、妊産婦及び子ども医療費助成業務からの目的外利用により収集する。

5 収集開始日

令和5年2月1日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（譜問）
 外部提供

課名 こども課

業務の名称	妊娠婦及び子ども医療費助成業務					
利用又は提供する目的	出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給するため （根拠法令： ）					
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）					
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
利用又は提供する相手先	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">名称</td> <td>こども課</td> </tr> <tr> <td>業務の名称</td> <td>出産・子育て応援ギフト支給業務</td> </tr> </table>	名称	こども課	業務の名称	出産・子育て応援ギフト支給業務	
名称	こども課					
業務の名称	出産・子育て応援ギフト支給業務					
利用又は提供する期間	令和5年2月1日から業務終了の日まで					

妊産婦及び子ども医療費助成業務の目的外利用について

1 業務の名称 妊産婦及び子ども医療費助成業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するため

(2) 業務内容

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）

4 利用又は提供できる理由

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、迅速かつ的確に給付金を支給する必要があり、公益上必要があると認められるため

5 利用又は提供する方法

コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

出産・子育て応援ギフト支給業務

(2) 業務の概要

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため出産・子育て応援ギフトを支給する。

7 利用期日又は提供開始日

令和5年2月1日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課名 こども課

委託する業務の名称	出産・子育て応援ギフト支給業務
委託する相手先	受託業者
委託する理由	給付金支給に係る支給管理システムの構築及び運用保守を受託業者に委託し、業務の効率化を図るため
委託する期間	令和5年2月1日から業務終了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）
個人情報の提供方法	電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。 ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 など

出産・子育て応援ギフト支給業務の概要について

1 業務の名称 出産・子育て応援ギフト支給業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を給付するため

(2) 業務内容

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、妊娠歴（妊娠届出日）

4 委託する期間

令和5年2月1日から業務終了の日まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイル

上総第8086号

令和5年3月27日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 中川幹太

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく

報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について報告します。

記

1 上越市国民健康保険に関する事務 【報告】

2 出産・子育て応援給付金に関する事務 【報告】

特定個人情報保護評価書 変更箇所

※1 下線部が変更箇所
※2 組織改編に伴う変更是割愛

No.	課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
1	国保年金課	B004	基礎項目評価書	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2. 別表第二における情報照会の根拠	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条	2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45、 <u>121</u> の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条	公金受取口座制度の開始に伴う変更 (特定公的給付に関する事務を追加)
2	こども課	新規	基礎項目評価書	一	一	一	一	出産・子育て応援給付事業の開始に伴う新規作成

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	上越市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和4年12月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p><制度内容></p> <p>国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して適切な保険給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、被用者保険をはじめとする職域保険や75歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度に加入していない一般住民を対象とした医療保険制度であり、このいずれかの保険によって、全ての国民がいずれかの医療保険に加入することとなる。</p> <p>市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。</p> <p>対象となる被保険者は、市町村の区域に住所を有し、一定の適応除外の規定に該当しない者で、本人の意思に關係なく、当該市町村が行う国民健康保険の資格を取得する者である。なお、被保険者の資格を取得した場合、保険者と被保険者の間に権利義務が生じ、保険者の義務としては被保険者証の交付及び保険給付があり、これに対して被保険者は保険料(税)の納付が課せられている。</p> <p>財政運営の主たる財源は、国庫負担金と保険料(税)であり、国庫負担金は医療費に対する負担金がその大部分を占めている。また、保険料(税)は、国庫負担金など一切の収入を支出から差し引いた不足分を賄うものとされ、被保険者は相互扶助共済の精神により経費負担に応じるよう義務づけられている。</p>
②事務の概要	<p><事務内容></p> <p>上越市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 被保険者の資格に関する事務 -住民基本台帳情報の異動、被用者保険等の資格得喪に伴う被保険者の資格得喪の届出の受理・確認及び資格管理等 -被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証の交付、更新等 -限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等に関する申請の受理・確認及び交付</p> <p>2. 保険給付に関する事務 -療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請の受理・確認及び支給・給付 -一部負担金の減免又は免除の申請の受理及び審査 -第三者の不法行為により生じた保険給付の処理に関する事務 -不正・不当利得に関する事務</p> <p>3. 保険税の賦課及び徴収等に関する事務 -所得情報に基づく保険税の賦課に関する事務 -保険税の減免又は納付猶予の申請の受理及び審査 -非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の受理・確認 -保険税の徴収等に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> -新総合行政システム(国民健康保険システム) -新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） -住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） -滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) -団体内統合利用番号連携サーバー -中間サーバー -国保総合システム -国保情報集約システム -医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 第9条並びに別表第一の第16項及び第30項
	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	

②法令上の根拠	1. 別表第二における情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項
	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条

2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45、121の項	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話:025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ※新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。	事前	マイナンバー及びマイナンバーに紐づく被保険者IDは見えない構造になるが、市町村はマイナンバーを記載した資格情報を国保連合会に共同委託するため、特定個人情報保護評価(PIA)の再実施が必要となる。 ※平成29年6月以降、運用テスト開始予定
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	今井 由文	串橋 桑子	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、法律上の義務として国民健康保険を実施する保険者となることとされており、運営主体となる。これは、地域保健とすることによって、市町村毎の医療機関の分布状況、経済力の格差に応じ、受診機会、負担力等に不均衡があることに即応した運営を行なうためとされている。	市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。	事後	国民健康保険法の改正に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に変更はないことから、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ※新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム	事後	従前、国保連合会で国保総合システムに連携させていた「国保情報集約システム」が4月から市町村に配置されたことから、単独の項目として整理するもの。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 串橋 桑子	国保年金課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 国保係	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 国保管理係、国保給付係	事後	組織改編のため
令和2年8月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム	・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載） ・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載） ・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載） ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー	事前	オンライン資格確認関係事務を実施するにあたり、国保総合システムから国保情報集約システムに連携した特定個人情報ファイルを国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者向け中間サーバーに連携するため。(R3.3月運用開始予定)
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和4年11月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和4年11月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク	[]	[十分である]	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45の項	2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45、121の項	事前	公金受取口座制度の開始に伴う変更のため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	出産・子育て応援給付金 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、出産・子育て応援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	出産・子育て応援給付金
②事務の概要	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、相談支援と併せて「出産・子育て応援ギフト」として、妊娠届出時に5万円、出生届出後に新生児1人につき5万円を支給
③システムの名称	出産・子育て応援ギフトシステム

2. 特定個人情報ファイル名

出産・子育て応援給付金関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄(事務)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康子育て部 こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 健康子育て部 こども課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

['] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

個人情報保護制度に係る令和5年度のスケジュール等

＜主なスケジュール＞

時期	内容
4月1日	・個人情報保護法及び法施行条例の施行 ・個人情報ファイル簿の公表（市HP等） 資料1
6月～8月	市内部及び委託事業者のセルフチェック及び実地検査の実施 資料2
10月	令和5年度第1回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

＜今後の審議会への諮問・報告事項＞

上越市個人情報の保護に関する法律施行条例

（上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問）

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止する場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定める場合
- (3) その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

① 行政機関等匿名加工情報に関すること

- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の概要や匿名加工情報の取扱い等について
- ・ 制度導入に伴う条例改正（手数料に関する規定を追加）について

② 個人情報の管理に係るセルフチェック及び実地検査の結果報告

- ③ その他個人情報の取扱いに関し、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める事案があるとき

個人情報ファイルの名称	ふるさと上越応援寄附金管理データ	
行政機関の名称	上越市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと上越応援寄附金の受付・収納、謝礼等の贈呈、謝礼提供事業者の登録・管理等の事業を実施するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 個人番号、5 性別、6 電話番号、7 メールアドレス、8 収納情報、9 謝礼の種類、10 金融機関情報、11 決済方法、12 賦課情報、13 滞納情報、14 職種、15 役職、16 資格、17 技術	
記録範囲	ふるさと上越応援寄附金の申込者及び謝礼提供事業者	
記録情報の収集方法	申込者、申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合政策部総合政策課 (所在地) 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイルの名称	上越市表彰被表彰者名簿	
行政機関の名称	上越市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	上越市表彰被表彰者の確認	
記録項目	1 表彰年度、2 表彰該当条項、3 功績分野、4 功績内容、5 氏名・団体名、6 生年月日、7 現住所、8 本籍地、9 職業	
記録範囲	上越市表彰被表彰者	
記録情報の収集方法	推薦者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部秘書課 (所在地) 943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（各課室等用）

(課室等名)

(施設名)

(保護管理者名)

No.	チェック項目	回答	備考
		<input type="radio"/> …できている <input checked="" type="radio"/> …一部できている <input type="checkbox"/> …できていない <input type="checkbox"/> …該当しない	△、×の場合の理由 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
<管理体制> (対象：各課室等の長)			
1	保護担当者を一人又は複数人指名しているか。（保護担当者の役職と氏名を記載してください。）		
<取得> (対象：課全体の業務)			
2	本人から直接、個人情報を取得する場合には、利用目的を限定し、かつ、窓口等への掲示、申請書への明記等により当該個人情報の利用目的を明示しているか。 ※次の場合を除きます。（「…該当しない」を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 ・利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 ・利用目的を本人に明示することにより、市が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 ・取得状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (手法例) <ul style="list-style-type: none"> ・窓口への掲示 ・申請書への記載 ※本人から直接取得しない、又は利用目的が申請書等の処理以外に使用しないときは、利用目的の明示は不要です。		

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（各課室等用）

(課室等名)

(施設名)

(保護管理者名)

No.	チェック項目	回答	備考
<利用> (対象: 課全体の業務)			
3	来庁者と対面するスペースの整理整頓を徹底しているか。個人情報が含まれる書類や端末画面が周りから見える状態にしていないか。	○…できている △…一部できている ×…できていない —…該当しない	△、×の場合の理由 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
4	システムのパスワードを記載した付箋を外から見える場所に貼るなど、来庁者や第三者が容易にパスワードを知り、ログインできる状況になっていないか。（複数人がパスワードを共有している場合は、パスワードを定期的に更新しているか。）		
5	システムについて、アクセスできる担当者を限定するなど、業務上必要な範囲を超えてアクセスできるようになっていないか。		
<持ち出し> (対象: 各課室等の長)			
6	個人情報が記載された書類や電磁的記録媒体（端末も含む。）の持ち出しは行っていない、又は持ち出す際には所属長は許可をしているか。		
7	個人情報が記載された書面、電磁的記録媒体（端末も含む。）の持ち出しを行った際には、所属長は、利用後の返却等を確認しているか。		
<封入・封緘> (対象: 封入・封緘に関わる職員)			
8	個人情報が記載された封入書類の内容の確認は、読み合わせを行うなど、2人で行っているか。やむを得ず1人で作業を行う場合には、複数回の確認や書類の封入時には声出し、指差し確認を行っているか。		

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（各課室等用）

(課室等名)

(施設名)

(保護管理者名)

No.	チェック項目	回答 ○…できている △…一部できている ×…できっていない —…該当しない	△、×の場合の理由	備考 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
<提供> (対象: 提供に関わる職員)				
9	メールを外部に送信する場合には、宛先のアドレスを複数回確認しているか。			
10	外部の複数の者に電子メールを送信する際には、内容や送信先に応じて、To/Cc/Bccを適切に選択しているか。 ※メールアドレスも個人情報であり、お互いのメールアドレスを知らない複数人に送付する場合にはBCCで送付する必要がある。			
11	メール等により個人情報が含まれるデータを送信する場合には、当該データにパスワードを設定しているか。			
12	個人情報の外部提供に当たっては、根拠となる法令の確認や本人同意を得ているか。			
<保管> (対象: 課全体の業務)				
13	個人情報を含む書類等を保管する場合には、戸の付いた保管庫又は保管室で保管しているか。 ※執務スペース内で外部の人が個人情報が含まれる簿冊の存在や位置が分かる状態ではないか。			
14	個人情報を取り扱うシステム機器は、容易に持ち出されないようにワイヤーロック等により固定しているか。			

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（各課室等用）

(課室等名)

(施設名)

(保護管理者名)

No.	チェック項目	回答	備考
<廃棄> (対象: 廃棄に関わる職員)			
15	既に保存期間を満了し、廃棄又は削除をすべき個人情報を保管・保存していないか。	○…できている △…一部できている ×…できていない —…該当しない	△、×の場合の理由
16	個人情報が記載された書類及び電磁的媒体を廃棄する場合には、廃棄対象や廃棄方法が適切であることを確認しているか。		
17	個人情報が含まれる電磁的媒体を廃棄する場合には、データを削除したことを確認してから廃棄しているか。		
18	個人情報が記載された書類を廃棄する場合には、シュレッダーにより裁断するなど、復元不可能な方法により廃棄しているか。		
<委託> (対象: 課が所管する各委託業務)			
19	委託契約書、仕様書等に個人情報の取扱いに関する事項を明記しているか。個人情報の管理に係る約款を添付しているか。		
20	委託先が個人情報を取扱う業務の再委託を行う場合（子会社への委託を含む。）、必要な事項を記載した書面の提出を求めた上で承諾しているか。		
21	委託先から選任された個人情報管理責任者の役職及び氏名について、あらかじめ書面を受理しているか。		
22	委託業務終了後の個人情報の廃棄又は返還について、取決めをしているか。		
23	委託事業者が個人情報の廃棄等を行う場合、立ち会いによる確認や必要事項を記録した書面により報告を受けているか。		

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（委託事業者・指定管理者用）

委託事業者（指定管理者）

委託事業名（指定管理施設）

市担当課

No.	チェック項目 ※下記チェック項目のうち、委託業務（指定管理業務）の内容や性質上、取り扱わない項目は「—…該当しない」を選択してください。	回答		備考 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
		○…できている △…一部できている ×…できっていない —…該当しない	△、×の場合の理由	
<取得>（対象：委託業務全般）				
1	<p>本人から直接、個人情報を取得する場合には、利用目的を限定し、かつ、窓口等への掲示、申請書への明記等により当該個人情報の利用目的を明示しているか。</p> <p>※次の場合を除きます。（「—…該当しない」を選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 ・利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 ・利用目的を本人に明示することにより、市が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 ・取得状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (手法例) <ul style="list-style-type: none"> ・窓口への掲示 ・申請書への記載 <p>※本人から直接取得しない、又は利用目的が申請書等の処理以外に使用しないときは、利用目的の明示は不要です。</p>			
<利用>（対象：委託業務全般）				
2	来庁者と対面するスペースの整理整頓を徹底しているか。個人情報が含まれる書類や端末画面が周りから見える状態にしていないか。			
3	システムのパスワードを記載した付箋を外から見える場所に貼るなど、来庁者や第三者が容易にパスワードを知り、ログインできる状況になっていないか。（複数人がパスワードを共有している場合は、パスワードを定期的に更新しているか。）			
4	システムについて、アクセスできる担当者を限定するなど、業務上必要な範囲を超えてアクセスできるようになっていないか。			

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（委託事業者・指定管理者用）

委託事業者（指定管理者）

委託事業名（指定管理施設）

市担当課

No.	チェック項目 ※下記チェック項目のうち、委託業務（指定管理業務）の内容や性質上、取り扱わない項目は「…該当しない」を選択してください。	回答		備考 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
		○…できている △…一部できている ×…できっていない —…該当しない	△、×の場合の理由	
<持ち出し>（対象：個人情報管理責任者）				
5	個人情報が記載された書類や電磁的記録媒体（端末も含む。）の持ち出しは行っていない、又は持ち出す際には個人情報管理責任者は許可をしているか。			
6	個人情報が記載された書面、電磁的記録媒体（端末も含む。）の持ち出しを行った際には、個人情報管理責任者は、利用後の返却等を確認しているか。			
<封入・封緘>（対象：封入・封緘に関わる職員）				
7	個人情報が記載された封入書類の内容の確認は、読み合わせを行うなど、2人で行っているか。やむを得ず1人で作業を行う場合には、複数回の確認や書類の封入時には声出し、指差し確認を行っているか。			
<提供>（対象：提供に関わる職員）				
8	メールを外部に送信する場合には、宛先のアドレスを複数回確認しているか。			
9	外部の複数の者に電子メールを送信する際には、内容や送信先に応じて、To/Cc/Bccを適切に選択しているか。 ※メールアドレスも個人情報であり、お互いのメールアドレスを知らない複数人に送付する場合にはBCCで送付する必要がある。			
10	メール等により個人情報が含まれるデータを送信する場合、当該データにパスワードを設定しているか。			

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（委託事業者・指定管理者用）

委託事業者（指定管理者）

委託事業名（指定管理施設）

市担当課

No.	チェック項目 ※下記チェック項目のうち、委託業務（指定管理業務）の内容や性質上、取り扱わない項目は「…該当しない」を選択してください。	回答 ○…できている △…一部できている ×…できっていない —…該当しない	△、×の場合の理由	備考 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
<保管>（対象：委託業務全般）				
11	個人情報を含む書類等を保管する場合には、戸の付いた保管庫又は保管室で保管しているか。			
12	個人情報を取り扱うシステム機器は、容易に持ち出されないようにワイヤーロック等により固定しているか。			
<廃棄>（対象：廃棄に関わる職員）				
13	委託契約が終了した業務に係る個人情報など廃棄又は削除をすべき個人情報を保管・保存していないか。			
14	個人情報が記載された書類及び電磁的媒体を廃棄する場合には、廃棄対象や廃棄方法が適切であることを確認しているか。			
15	個人情報が含まれる電磁的記録媒体を廃棄する場合には、データを削除してから廃棄しているか。			
16	個人情報が記載された書類を廃棄する場合には、シュレッダーにより裁断するなど、復元不可能な方法により廃棄しているか。			

個人情報の管理に係るセルフチェックリスト（委託事業者・指定管理者用）

委託事業者（指定管理者）

委託事業名（指定管理施設）

市担当課

No.	チェック項目 ※下記チェック項目のうち、委託業務（指定管理業務）の内容や性質上、取り扱わない項目は「—…該当しない」を選択してください。	回答		備考 ※△又は×の場合は、改善内容、時期等を記載してください。
		○…できている △…一部できている ×…できっていない —…該当しない	△、×の場合の理由	
<委託>（対象：委託業務全般）				
17	個人情報を取扱う業務再委託を行う場合（子会社への委託を含む。）、市に必要な事項を記載した書類を提出し、承諾を得ているか。			
18	市に個人情報管理責任者の選任について、書類を提出しているか。			
19	市と委託業務終了後の個人情報の廃棄又は返還について、取決めをしているか。			
20	個人情報の廃棄等を行う場合、市職員の立ち会いによる確認や必要事項を記録した書面により報告をしているか。			